

共同研究における間接経費の徴収基準

	相手先	間接経費徴収基準	共同研究取扱規程	備考
①	国、国立研究開発法人、独立行政法人、公益法人等	別に定める額とする	第9条2項2号	特別な事情（財源元において間接経費が措置されていない、又は異なる間接経費率が適用されている）により、間接経費の措置ができない場合
②	大学・高専等の教育機関	別に定める額とする	第9条2項1号	予算又は財政事情等により、間接経費の措置ができない場合
③	公設試験研究機関 （県農業試験センター、県畜産試験場、 県窯業技術センター等）	別に定める額とする	第9条2項1号	予算又は財政事情等により、間接経費の措置ができない場合
④	ベンチャー企業	別に定める額とする	第9条2項1号	予算又は財政事情等により、間接経費の措置ができない場合
⑤	佐賀大学発ベンチャー企業	免除	第9条2項1号	
⑥	その他予算又は財政事情等により間接経費の措置ができない共同研究相手先	措置できない理由書を相手先から受領後、受入れ部局長があらかじめ学長と協議のうえ、学長が真にやむを得ないと認めた場合のみ別に定めることができる。	第9条2項1号	予算又は財政事情等により、間接経費の措置ができない場合

佐賀大学における民間機関等との共同研究取扱規程【第9条第2項】

間接経費は、直接経費の30パーセントに相当する額とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合で、学長が真にやむを得ないと認めるときは、学長が別に定める額とすることができる。

- (1) 民間機関等が、予算又は財政事情により所定の間接経費を措置できない場合
- (2) その他特別な事情により、民間機関等が、所定の間接経費を措置できない場合